１．空家等とは

本補助制度においては、空家等を人の住居や店舗として使用されていない（管理だけされているものも含む）、又は今後使用されないことが認められる建築物及びこれに附属する工作物として定義しています。

空家等の建築年数や老朽化の程度、空家となった期間などは関係しません。

２．空家等には共同住宅が含まれますか

住居用の住宅をはじめ、共同住宅や長屋住宅、又は日常のほとんどの時間を過ごしている事務所や店舗などが含まれます。

３．物置だけを除却したいのですが、対象となりますか

空家や空き店舗など、主たる建築物を除却する場合は、同じ敷地内にある車庫や物置等の除却は補助対象に含めますが、敷地外にある場合や、車庫や物置、Ｄ型ハウスだけを除却したいという場合は補助の対象になりません。

４．空家を除却し、車庫はそのまま残しておきたいのですが、対象となりますか

本制度では、主たる建築物に加え、附属する塀や柵などの工作物のすべてを除却し、更地にするものでなければ補助の対象とはなりません。

５．建物の一部を除却する場合は補助の対象となりますか

建物の２階部分のみを解体する場合や、減築の場合は補助の対象となりません。

６．解体中のもの又は解体が終わったものは対象となりますか

補助の対象となりません。

補助金の交付決定を受ける前に工事を進めていたり、解体工事を終了しているものは補助の対象とはなりません。

７．白糠町外に居住していますが、申請することはできますか

申請者が相続人等であり、白糠町内にある空家等の除却を行う場合は申請できます。ただし、申請者以外に相続人が複数人要る場合はその全員の同意が必要となります。

８．解体工事の業者を紹介してもらえますか

役場が特定の解体業者を紹介することはできませんが、解体業者は、白糠町に建設工事等入札参加登録がある業者として、町のホームページで公開していますのでご確認ください。なお、建設工事等入札参加登録は「解体工事業」の登録がある業者となっていますので、住宅等の解体工事を受け付けていない業者も含まれています。お手数ですが、業者に空家等の解体ができるかを直接ご確認ください。

９．空家が亡くなった親の名義のままとなっています。解体したいのですが、申請者になれますか

相続人となっていれば申請できます。固定資産税課税証明書の写しなど、相続が確認できる書類を提出してください。なお、申請者以外に相続人が複数人いる場合は、その全員の同意が必要となります。

10．空家を除却し、そこに新たに家を建てようと考えていますが、該当になりますか

補助金は予算の範囲内での交付となることから、空家の管理が困難な方の除却を優先的に進めるため、対象外としています。

11．購入する空家等を除却しようと考えていますが、申請者になれますか

売買を終え、相続登記を済ませていれば申請者になれますが、これから売買をする場合は、状況によって認める場合もありますので、事前にご相談ください。

12．未登記の空家等を解体したいのですが、対象となりますか

法務局で事前に所有権保存登記をすることをお勧めします。

相続人が複数人いる場合は、すべての人から承諾（同意書に署名）を得る必要がありますが、承諾に漏れがあるとトラブルになることが考えられます。

相続人が一人であれば問題はありませんが、その際は固定資産税の課税台帳の写しと戸籍謄本などの相続人が確認できる書類を提出してください。

※固定資産の課税台帳の写しは、役場税務課窓口で取得できます。４月１日～５月末までは無料ですが、それ以降は１通あたり４００円かかります。

※所有権保存登記は個人で行うこともできますが、司法書士に依頼することもできます。

13．更地にした土地は売却してもいいですか

問題ありません。次の所有者に跡地の管理を引き継ぐようにしてください。また、土地を購入した人がそこに新たに家を建てることも問題ありません。

14．数件所有している空家等をすべて解体したいのですが、すべて対象になりますか

一人当たりの除却件数は定めてはいませんが、除却予定件数を40件と見込んでいます。なお、申請件数が多いようであれば、除却件数を制限させていただく可能性があります。ご理解とご協力をお願いします。

15．補助金交付後、関係書類等の保存期間はあります

原則、５年間は保管してください。

令和７年７月１４日現在